

注 意 点

納付書が変わります

納付書は納期ごとにつづられていない1枚ずつの単票になり、バーコードが印刷されます。ホチキスなどで留めないでください。

コンビニで納付するとき

- コンビニ収納は、本年4月以降に発行する納付書で、バーコードが印刷されているものに限りです。
- コンビニで納めるときに支払い手数料はかかりません。

支払い時は納期などを必ず確認してください

納付書が1枚ごとの単票となっているため、第1期を納めるつもりが第2期の納付書で納めてしまう可能性があります。

第2期の納付書で納めた場合は第2期分として収納されますので、提出する際はご確認願います。

このような納付書は、コンビニで納付できません

- 一定の期間の過ぎたもの
- バーコードの印字がないもの
- 破損・汚損などにより、バーコードを読み取れないもの
- 金額を訂正したもの
- 納付書一枚あたりの金額が30万円を超えるもの

領収書を必ず受け取り、大切に保管してください

領収書の管理は大変お手数ですが、各自で大切に保管して下さるようお願いいたします。

督促手数料について

これまで100円納付いただいていた督促手数料について、平成27年度課税分より手数料がかからなくなります。

なお、納期が遅れた場合の督促状については、これまでどおり送付します。

コンビニ収納も便利ですが・・・納付は口座振替もご利用ください。

口座振替を利用すると納めに行く手間が省けます。

口座振替の申込は振替を希望する金融機関の窓口へ確認してください。

① 納付できる税金・料金は？

- ・町民税（普通徴収）
- ・保育料
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

② 取り扱いコンビニ

- ・ローソン
- ・セイコーマート
- ・セブンイレブン
- ・ハセガワストア
- ・ファミリーマート
- ・サンクス 等

※コンビニ支払いにおける個人情報保護については、収納代行業者やコンビニエンスストア各社とも、個人情報保護に関する協定を締結しているため、安心して利用できます。

③ 納期限を過ぎると・・・

未納扱いとなり、督促状が発送されたり、延滞金が加算されたりする場合があります。期別（月分）を確かめて、必ず納期順に納付してください。

納期内の納付をお願いします！

お問い合わせ：財政課税務グループ

